委任状

私は、以下の確認事項について全て了承した上で、四日市茶業連合会長を代理人と定め、茶改植等支援事業の補助金の交付請求に関する権限について、委任します。

確認事項

　事業の着手について

　・事業の着手は、交付決定通知日以降になります。この日以降に、改植事業を行うこと。

・事業の着手とは、原則、茶樹の伐採・抜根作業の開始日、資材の購入日、又は、苗の発注日のいずれか早い日付のことをいいます。

・交付決定通知日は、後日、当会から連絡する日付のことをいいます。

　提出物について

・申請時には、必ず改植前の写真を提出すること。

　・事業に関してやりとりした本事業に関する苗及び資材等の発注書等については、５年間適正な保管をすること。

　その他

　・事業内容に中止又は変更があれば、速やかに連絡すること。

　・改植等の計画面積には、畦畔や枕地、法面を含めないこと。

三重県茶業会議所会頭　様

　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　氏名（名称）　　　 　印